

- 3 乙は、当該契約廃棄物（中間処理産業廃棄物を含む。）の最終処分（再生を含む。以下同じ。）終了後、E（最終処分終了）票に最終処分の場所の所在地及び最終処分を終了した年月日を記載のうえ、これを甲に送付しなければならない。
- 4 前2項に定める乙から甲へのマニフェスト各票の送付は、それぞれ運搬終了日及び処分終了日並びに最終処分終了日から10日以内に行うものとする。
- 5 甲は、A票とともに乙から返送されたB2票及びD票並びにE票を5年間保存しなければならない。（電子マニフェストは情報処理センターが保存する。）

(最終処分に係る情報)

- 第6条 乙が行う又は乙が他の処分業者に委託廃棄物の処分後の廃棄物を委託する場合の最終処分（予定）に係る情報（場所の所在地、施設の名称、処分の方法及び施設の処理能力）については、別表2（最終処分の内容）のとおりである。
- 2 甲は、契約廃棄物に関する中間処理産業廃棄物の最終処分を乙が他の処分業者に委託する場合、必要に応じて乙と最終処分業者との間で交わしている処理委託契約書、マニフェスト（又は受領書等）、許可証の写し等により、前項の情報の確認を行うものとする。
- 3 最終処分に係る情報に変更が生じた場合、乙は遅滞なく甲に通知するとともに、別表2を更新しなければならない。

(契約期間及び保存)

- 第7条 本契約の有効期間は、別表1に示す契約期間とする。ただし、当該期間中に契約廃棄物の委託実績があり、かつ、通年契約の場合に限り、期間満了の1ヶ月前までに、当事者の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないときは、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とができる。
- 2 甲及び乙は、本契約書及び本契約書に添付される書面を期間満了後5年間保存しなければならない。

(甲の義務と責任)

- 第8条 甲は、第3条に基づき提供された契約廃棄物の情報に関して、情報の記載がないものを含め乙から照会があった場合、同条第2項に準じて必要な情報を速やかに乙に通知しなければならない。
- 2 甲が、前項及び第3条の規定を遵守しないとき、乙は、契約廃棄物の引取りを拒むことができる。
- 3 甲が、第1項及び第3条の規定を遵守しないことにより、乙が行う契約廃棄物の収集運搬及び処分に重大な支障が生じ、乙又は第三者に損害が発生した場合、甲は、その賠償の責に任ずるものとする。

(乙の義務と責任)

- 第9条 乙は、契約廃棄物の積込み作業の開始から処分の終了までの行程において、法令に基づき当該契約廃棄物を適正に処理しなければならない。
- 2 乙が、前項の行程において、法令に違反した行為を行い、又は過失によって甲又は第三者に損害を及ぼした場合、前条第3項に該当する場合を除き、乙は、その賠償の責に任ずるものとする。
- 3 乙は、契約廃棄物の処分が終了したときは、直ちに書面をもって、甲に報告しなければならない。ただし、当該書面は、マニフェストのD票の送付をもって代えることができる。

(実施状況の調査等)

- 第10条 甲は、契約廃棄物の処理が、法令の定めに基づき適正に行われていることを確認するため、乙に当該契約廃棄物の収集運搬及び処分の実施状況について報告を求めることができる。
- 2 甲は、処分施設における契約廃棄物の処分状況等について、実地の調査を行うことができる。この場合、乙はその実施状況について適切な説明をしなければならない。

(再委託の禁止)

- 第11条 乙は、契約廃棄物の収集運搬及び処分を他人に委託してはならない。ただし、乙が当該契約廃棄物の収集運搬又は処分若しくはその両方を他人に委託せざるを得ない事由が生じた場合、乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める再委託基準に従って当該契約廃棄物の収集運搬又は処分若しくはその両方を再委託することができる。

(権利・義務の譲渡等)

- 第12条 乙は、本契約上の権利・義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

(内容の変更)

- 第13条 甲又は乙は、必要がある場合は委託の内容を変更することができる。この場合において、契約単価若しくは契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲、乙が協議の上、書面によりこれらを定めるものとする。

(機密保持)

- 第14条 甲及び乙は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方に係る機密事項を第三者に漏らしてはならない。

(契約の解除)

- 第15条 甲及び乙は、本契約の当事者が本契約の条項のいずれか若しくは法令等の規定に違反したとき、又は甲乙の合意があったときは、本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、本契約の当事者が反社会的勢力（暴力団等）である場合又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。

- 3 前2項の規定により本契約を解除するに当たって、乙が甲から引渡しを受けた契約廃棄物の処理を完了していない場合は、甲、乙双方の責任で当該契約廃棄物を処理した後でなければ本契約は解除できない。

- 4 乙は、第3条又は第8条第1項に基づき甲から提供を受けた情報により、契約廃棄物の収集運搬又は処分を適正に行なうことができないと判断した場合は、甲に対し、本契約の変更又は解除を申し出なければならない。この場合において、甲は乙に当該契約廃棄物を引渡しではならない。

(協議)

- 第16条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約書の各条項に関する疑義が生じたときは、法令の定めに従い、甲、乙双方が誠意をもって協議の上で、これを決定する。

特約（料金の支払方法その他協議事項）

取入印紙

[収集運搬及び処分用]

産業廃棄物処理委託契約書

排出事業者（甲）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

収集運搬業者・処分業者（乙）

住 所 札幌市中央区北1条東15丁目140番地

氏 名 株式会社 公清企業

代表取締役 福田 年勝

印

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（積込み場所） （荷下ろし場所）

収集運搬業許可番号 00100004748（北海道） 00100004748（北海道）

（許可都道府県政令市名） 05160004748（札幌市） 05160004748（札幌市）

00150004748（北海道）

許可車両 台

乙の事業の範囲 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ（以上3種類は特別管理産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物、廃バッテリー。（詳細は別添許可証（写し）のとおり）

処分業許可番号 05120004748・05170004748 許可都道府県政令市名 札幌市

乙の事業の範囲 別表1に示す処分施設の内容のとおり

甲及び乙は、甲の事業場から排出される産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬及び処分を適正に行うため、産業廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という）を締結する。証として本書を1通作成し、甲、乙各々記名押印の上、甲は本書を保有し、乙はその写しを保有する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、甲が排出した本契約に係る廃棄物（以下「契約廃棄物」という。）の収集運搬及び処分を適正に遂行するため、本契約及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令（以下「法令」という。）を遵守しなければならない。

- 2 乙は、別表1に記載した数量の契約廃棄物を別表1に記載した方法で処分できる施設（以下「処分施設」という。）まで許可された車両で適正に運搬するとともに、処分施設において適正に処分しなければならない。

（乙の事業範囲及び許可証の添付）

- 第2条 乙の事業範囲は上記のとおりであり、これを証するものとして、許可証の写しを添付するものとする。

- 2 許可の更新を含め許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを本契約書に添付するものとする。

（適正処理に必要な情報の提供）

- 第3条 甲は、乙に契約廃棄物の性状及び荷姿に加え、通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項、他の廃棄物の混合等により生ずる支障に関する事項、日本産業規格C0950号に規定する含有マークの表示に関する事項、石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物並びに特定有害産業廃棄物が含まれる場合はその事項、甲が第1種指定化学物質等取扱事業者であつて、契約廃棄物に第1種特定化学物質が含まれ、又は付着している場合はその物質名及び量又は割合、その他取り扱いに関する注意事項について別表1に必要な情報を記載し、又は別途それらの情報を記載した資料を作成し、提供しなければならない。

- 2 甲は、前項に基づき提供した契約廃棄物の情報に変更が生じた場合、当該契約廃棄物の引渡しの前に、別表3に示す伝達方法により乙に変更後の情報を提供しなければならない。

（処理料金及び支払い）

- 第4条 契約廃棄物の収集運搬及び処分に係る料金（以下「処理料金」という。）は、別表1に示す契約単価により算定する。

- 2 乙は、委託業務の終了した部分について、甲に処理料金を請求することができる。

- 3 甲は、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）のB（運搬終了）2票及びD（処分終了）票の受領等により、契約廃棄物の収集運搬及び処分が適正に終了したことを確認し、乙に処理料金を支払うものとする。ただし、具体的な支払方法等について後記特約に定めたある場合にはそれによるものとする。

- 4 現金による処理料金の支払いは、前2項の規定にかかわらず、契約廃棄物の収集時に行わなければならない。

- 5 契約単価が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。

（マニフェストの交付等）

- 第5条 甲は、契約廃棄物を乙に引渡す都度、必要事項を記載したマニフェスト（電子マニフェストを含む）を乙に交付しなければならない。この際、甲は、手元にA（原本）票を残し、これを保管しなければならない。

- 2 乙は、処分施設への当該契約廃棄物の運搬終了後及び処分終了後に、前項で交付されたマニフェストにそれぞれ必要事項を記載のうえ、B2票及びD票を甲に送付するものとし、B1票及びC（処分終了）1票並びにC2票については乙において5年間保存しなければならない。

別表1 (委託内容 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条関係)

契約期間	年月日から年月日まで(第7条参照)											
排出事業場No.	排出事業場名称	排出事業場所在地		電話番号								
1												
2												
積替え又は保管の有無		有・無	※有の場合は下の欄を記入									
施設の名称・所在地			施設における安定型廃棄物と他の廃棄物との混合									
許可(搬入)品目			保管上限量	m ³								
廃棄物の種類、数量、適正処理に必要な情報、単価、処分方法												
廃棄物の種類	契約単価		予定数量	適正処理に必要な情報 (性状及び荷姿など)	処分方法	最終処分先別表2						
	収集運搬	処分										
廃プラスチック類 (普通・軽比重)	円/kg・m ³	円/kg・m ³	kg・m ³	塩ビ混入 有・無	M M・K	18.28 7						
混合廃棄物	円/kg	円/kg	kg		M M・K	13,16,18.28 7						
廃油	円/ℓ	円/ℓ	ℓ		K D	7						
水銀使用製品産業廃棄物 (蛍光管)	円/kg・本	円/kg・本	kg・本		G	8						
有機汚泥 (グリストラップ汚泥)	円/kg	円/kg	kg	夾雑物 有・無 油分 有・無	B K	17 7						
廃アルカリ (不凍液・クーラント)	円/ℓ	円/ℓ	ℓ	pH : 濃度 : %	F K	7						
金属くず	円/kg	円/kg	kg		M	12						
契約期間中の合計予定金額 (消費税別)	円	円	合計 予定数量	kg ℓ m ³ t								
注意事項												
① 札幌市内の廃棄物を収集・運搬し、処分する料金には、最低料金(5,000円/回)を設定しています。												
② 廃油(再生可能油以外)及び廃アルカリ(不凍液・クーラント)は、容器の容量で清算し、容器ごと処理します。												
③ ②の容器が金属の場合は、中間処理後回収のうえ、売却します。												
④ 運搬に使用され、かつ破損がないパレットは、引取希望がない場合、そのまま荷降ろし後の保管に使用します。												
⑤ 割れた蛍光管は、処理に支障を及ぼす可能性があることから収集又は処分をお断りする場合があります。												
⑥ 無機汚泥の処分料金には、最低料金(5,000円)を設定しており、汚泥の種類により量の下限が異なります。												
⑦ 金属くず(金属くず混合廃棄物を含む。)のうち当社処理後に有価物と判断されたものは売却します。												
⑧ 乙(公清企業)による処理で最終処分が完了する場合の最終処分先は、空欄にしています。												
⑨ トランク・安定器はPCB不含証明書が必要です。事前にFAXなどで証明書を送ってください。												
⑩ 搬入量が多い場合は、事前に連絡が必要です。												
印紙税法に基づき、収集運搬には1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、予定合計金額の高い方に対して該当する印紙税額を貼る。(2025年4月現在)												
1号文書(収集運搬用) 1万円未満 10万円以下 50万円以下 100万円以下 500万円以下 契約金額の記載のないもの												
2号文書(処分用) 1万円未満 2万円 6万円 1千円 5千円 10万円 契約金額の記載のないもの												

処分施設の内容					
処分方法 (施設名)	処理能力	乙の事業の範囲		施設設置事業場の名称・所在地・電話番号	
A 脱水 (無機汚泥処理施設)	134 m ³ /日	汚泥		株公清企業 エコパーク 札幌市東区中沼町45番地23 電話 011-792-3770	
B 脱水 (有機汚泥処理施設)	9 m ³ /日	汚泥、廃酸(牛乳に限る。)			
C 乾燥 (有機汚泥処理施設)	80 m ³ /日	汚泥、廃酸(牛乳に限る。)			
D 油水分離 (廃油処理施設)	40 m ³ /日	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類を含む)			
E 油水分離 (無機汚泥処理施設)	8 m ³ /日	汚泥、廃酸、廃アルカリ			
F 中和 (無機汚泥処理施設)	300 m ³ /日	廃酸、廃アルカリ(pH2.0以下及び12.5以上を含む)			
G 破碎 (蛍光管破碎施設)	1.904 t/日	廢蛍光管			
H 選別 (選別施設)	5 t/日	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)			
I 破碎 (廃石膏ボードサイクル施設)	80 t/日	廃石膏ボード			
J 焼成 (廃石膏ボードサイクル施設)	36 t/日	廃石膏ボードを破碎したもの			
K 焼却 (資源リサイクル施設)	38.4 t/日	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、動物のふん尿、動物の死体(特別管理産業廃棄物を含む※)			
L 破碎 (資源リサイクル施設)	61.6 t/日	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず			
M 選別 (資源リサイクル施設)	83.4 t/日	汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く)及び陶磁器くず、ゴムくず、金属くず、がれき類(水銀使用製品産業廃棄物を含む)			

※ 詳細は、特別管理産業廃棄物処分業許可証写し参照

別表2 (最終処分の内容 第6条関係) 別紙のとおり

別表3 (廃棄物情報の伝達 第3条、第8条関係)

廃棄物情報等に変更があった場合の伝達方法			
担当者所属・氏名			
甲	電話		
	文書の伝達方法 及び伝達先	<input type="checkbox"/> FAX	
乙	文書の伝達方法 及び伝達先	<input type="checkbox"/> 郵送	
		<input type="checkbox"/> FAX	011-221-8881
		<input type="checkbox"/> 郵送	〒060-0031
			札幌市中央区北1条東15丁目140番地

乙以外に収集運搬を委託している場合の業者一覧

収集運搬業者名	住所	積込み場所の許可番号 (許可都道府県政令市名)	荷下ろし場所の許可番号 (許可都道府県政令市名)